



～ 地域福祉の向上を目指して～ 介護福祉士・介護員を目指すあなたへ

市は、地域福祉の向上を図るため、介護福祉士の資格が取得できる学校に入学し、卒業後に市内の介護サービス事業所で介護福祉士として就労される意思のある人に、奨学金の貸し付けを行っています。また、介護員養成研修を受講した人へ受講料の一部を助成しています。

■問い合わせ 保険課介護保険係 ☎(21)0299

○介護福祉士養成奨学金貸付事業

- ◆対象者 次の全てに該当する人
 - ①本市に住所・生活の本拠がある人かその子。または県内に住所があり、市内の学校等に自宅から通学する人
 - ②社会福祉士及び介護福祉法第39条に規定する文部科学大臣・厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した養成施設に在学している人
 - ③学校等を卒業した後、市内の福祉施設・介護サービス事業所に介護福祉士として勤務する意思を持っている人
- ◆受付期間 4月1日(火)から随時受け付けます。
- ◆応募方法 奨学金借入申請書に連帯保証人2人が連署し、奨学生推薦書、在学証明書、現住所を証明する書類を添えて、保険課に提出してください。
- ◆貸付金額 月額4万4000円(年4期分割)
- ◆貸付の決定 申請書受領後、審査の上、決定します。
- ◆貸付期間 学校等の所定の修業期間
- ◆返還・免除
 - ①卒業後1年を経過、または学校を退学等した場合には、貸付期間の3倍に相当する期間中に返還しなければなりません。
 - ②卒業後市内の事業所等で介護福祉士・介護職員として勤務している場合などは、申請により返還が猶予されます。
 - ③市内の事業所等で介護福祉士・介護職員として一定期間勤務した場合は、申請により奨学金の一部、または全部が免除されます。

○介護員養成助成事業

- ◆対象者 次の全てに該当する人
 - ①岡山県の指定する研修の修了者(※岡山県指定の研修については、県ホームページで確認してください。)
 - ②市内に住所がある人
 - ③研修修了後に市内介護サービス事業所に就労する意思のある人
- ◆助成対象・金額 研修受講料のうち、教材費等の実費を除いた金額の2分の1以内(上限6万円)
- ◆申請方法 所定の申請書に研修修了証明書、受講料の領収書(写し)、住民票を添えて、保険課へ提出してください。
- ◆その他 別の市町村等から助成を受けている場合は不可
※申請書等は、保険課、地域局に備えています。

■「第3回議会報告会」を開催します

高梁市議会では、基本条例に基づき議会報告会を開催します。今回は3月定例会の審議のあらましについての報告と「過疎を考える」をテーマに意見交換を行います。ぜひご参加ください。

◆開催日時および会場

開催日	会場	時間
4月21日(月)	文化交流館	午後7時～
	落合地域市民センター	午前10時～
	津川地域市民センター	午後7時～
4月22日(火)	川面地域市民センター	午後7時～
4月23日(水)	有漢保健センター	午後7時～
4月24日(木)	備中地域局 大会議室	午後7時～
4月25日(金)	川上総合学習センター	午後7時～
4月25日(金)	成羽文化センター	午後7時～



■問い合わせ 議会事務局 ☎(21)0277



～ 看護師を目指す人を応援します～ 看護師養成奨学金

市は、地域の医療・福祉の向上を図るため、市内の医療機関・福祉施設等に看護師として就職しようとする学生に奨学金の貸し付けを行います。市内の医療機関・福祉施設等に看護師として一定期間勤務した場合は、奨学金の一部、または全部が免除されます。

■問い合わせ・申し込み 保険課健康保険係 ☎(21)0258

- ◆対象者 次の全てに該当する人
 - ①市内に住所・生活の本拠がある人かその人の家族。または県内に住所があり、市内の学校等に自宅から通学する人
 - ②保健師助産師看護師法第21条に規定する文部科学大臣の指定した学校、または厚生労働大臣が指定した看護師養成所に在学している人
 - ③看護師の資格を取得し学校等を卒業した後、市内の医療機関・福祉施設等に看護師として勤務する意思を持っている人
 - ◆受付期間 4月1日(火)から随時受け付けます。
 - ◆応募方法 奨学金借入申請書に連帯保証人2人が連署し、奨学生推薦書、在学証明書、現住所を証明する書類を添えて、保険課に提出してください。
 - ◆貸付金額 月額4万4000円(無利子)
 - ◆貸付の決定 審査の上、決定します。※申請者全員に貸し付けできるわけではありません。
 - ◆貸付期間 学校等の所定の修学期間(看護系短期大学3年間、大学4年間、看護専門学校3年間など)
 - ◆貸付定員 毎年5人程度を認定
 - ◆返還・免除
 - ①卒業後1年を経過、または看護師学校を退学等した場合には、貸付期間の3倍に相当する期間中に返還しなければなりません。
 - ②卒業後ほかの看護師学校に進学している場合や、市内の医療機関等で看護職員の業務に従事している場合などは、返還が猶予されます。
 - ③市内の医療機関・福祉施設等に看護師として一定期間勤務した場合は、奨学金の一部、または全部が免除されます。
- ※申請書等は、保険課、地域局に備えています。



～ 学生生活を支援します～ 高梁市奨学生を募集

市は、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的に、奨学金の貸し付けを行います。

■問い合わせ 学校教育課総務係 ☎(21)1500

- ◆応募資格 次の全てに該当する人
 - ①本市に本籍を有する人、または奨学金申請時、市内に引き続き5年以上住所を有し、高等学校または大学等に在学する学生
 - ②品行方正にして学業成績優秀な人
 - ③身体、精神ともに健全で成業の見込みのある人
 - ④他の奨学金制度から貸付金を受けていない人
 - ◆受付期間 4月1日(火)～4月30日(水)
 - ◆応募方法 奨学金借入申請書に「出身学校長または在学校長の推薦書(新1年生は出身校、その他の学生は在学学校の推薦)」「入学許可証の写し、または在学証明書」「家族全員の前年中の所得証明書、確定申告をした人は確定申告書の写し」を添えて、学校教育課に提出してください。
 - ◆貸付金額 月額 高等学校生1万8000円、大学等学生4万4000円(無利子)
 - ◆貸付の決定 5月下旬に審査の上、決定します。
 - ◆貸付期間 貸し付けを決定した年度の4月から当該学校卒業の月まで
 - ◆募集定員 高等学校生3人以内、大学等学生3人以内
 - ◆奨学金の返還 卒業後満1年を経過した翌月から、貸与を受けた月数の3倍に相当する期間中に、その金額を月賦、半年賦または年賦で返還しなければなりません。なお、奨学金を辞退または退学等した場合は、その時点で全額返還となります。
- ※申請書等は、学校教育課、地域局に備えています。